

給与のデジタル支払いについて

弁護士 藤野 琢也



弁護士

藤野 琢也
(ふじの・たくや)

〈出身大学〉
関西大学法学部
大阪大学法科大学院

〈経歴〉
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

第1 はじめに

令和4年11月28日、「資金移動業者の口座への賃金支払い」いわゆる給与のデジタル支払いを可能にする労働基準法施行規則(以下、「本規則」といいます。)の一部を改正する省令が公布されました。

令和5年4月1日に施行され、同日より第二種資金移動業者による指定申請の受付が開始される予定です。同年後半には指定が完了し、実務においてもデジタル支払いの利用が可能になると予想されています。

そこで、本稿では、給与のデジタル支払いについてご説明いたします。

第2 改正についての概要

1 現在、労働基準法では、「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、……賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のものでも支払……うことができる(同法第24条第1項)」と規定されています。そして、本規則第7条の2第1項において、銀行口座への振込と証券口座への振込が認められています。

2 しかし、令和2年7月17日に閣議決定された『成長戦略フォローアップ』Ⅲ4(2)ii④において、「賃金支払について、給与受取側のニーズやキャッシュレス社会実現に向けた要請を踏まえ、賃金の確実な支払などの労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度の設計が具体化されることを前提に、資金移動業者の口座への賃金の支払を可能とする。」をうけて、今般、本規則が改正されることとなりました。

3 具体的な改正内容としては、本規則第7条の2第1項第3号に「第二種資金移動業に係る口座への資金移動」が追加されました。第2種資金移動業とは、資金移動業のうち、100万円相当額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むこと(第三種資金移動業を除く。)をいう(資金決済法第36条の2第2項)もので、コンビニ等で利用できるバーコード決済を提供している事業等が該当します¹⁾。

加えて、本規則では、資金決済法による資金移動の安全確保措置に加え、給与債権であることに鑑みた規制として、8つの要件を規定しています。

各要件について、順にご紹介いたします。

第3 要件

1 滞留規制

(1) 条文

賃金の支払に係る資金移動を行う口座(以下単に「口座」という。)について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の額が百万円を超えることがないようにするための措置又は当該額が百万円を超えた場合に当該額を速やかに百万円以下とするための措置を講じていること。

(2) 趣旨

資金決済法第51条では、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものを保有しない措置を講じることが求められています。また、資金移動に関する事務ガイドライン、Ⅳ-1-1等において本条項と同旨の措置が従前から求められていたため、本規則にも改めて同様の規制を置いたものです。

2 資金保全

(1) 条文

破産手続開始の申立てを行ったときその他為替取引に関し負担する債務の履行が困難となったときに、口座について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の全額を速やかに当該労働者に弁済することを保証する仕組みを有していること。

(2) 趣旨

令和4年11月28日基発1128第4号厚生労働省労働基準局長通達(以下「通達」といいます。)によりますと、主として破産等の履行困難時には資金移動業者と保証委託契約等を結んだ保証機関からの保証を受けられる制度設計が想定されています。そのため、資金決済法に定められる「供託」による保全より加重された保全措置が行われることが求められているといえます。

3 不正引出の対策・保証

(1) 条文

口座について、労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由で当該労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することが困難となったことにより当該債務について当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。

(2) 趣旨

資金移動業に関する内閣府令第では損失補償方針の周知義務のみが定められていますが、本条項は補償方針について規定しています。通達によりますと、労働者が無過失の場合の全額保証制度が原則となり、損失発生日から通知までの期間も30日以上としなければなりません。

4 取引の有効期限

(1) 条文

口座について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあつた日から少なくとも十年間は、労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することができるための措置を講じていること。

(2) 趣旨

現状、第二種資金移動業においては、その利用可能期間を各業者で定めており、最終の利用から5年までとしている業者もあります。本改正では、賃金の重要性に鑑み、一律に10年間は取引を保証するように定めたものです。

5 資金移動の最低単位

(1) 条文

口座への資金移動が一円単位のできるた

めの措置を講じていること。

(2) 趣旨

賃金を全額出金できるようにすることを目的としており、通貨払いや口座振込の場合と平仄を合わせる趣旨と考えられます。

6 払出手続

(1) 条文

口座への資金移動に係る額の受取について、現金自動支払機を利用する方法その他の通貨による受取ができる方法により一円単位で当該受取ができるための措置及び少なくとも毎月一回は当該方法に係る手数料その他の費用を負担することなく当該受取ができるための措置を講じていること。

(2) 趣旨

通達によれば、通貨への換金方法のうちひとつ以上が、1円単位での払出しが出来ることを想定しており、また、最低、毎月1～末日までの間に、1回は手数料の負担が不要となればよいとしております。なお、銀行口座からの出金手数料が発生することは問題無いとされています。

7 報告義務

(1) 条文

賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。

(2) 趣旨

通達によれば、「賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況」とは、当該指定資金移動業者における、賃金支払に関する業務の実施状況及び資金移動業以外の事業も含めた財務状況を指すとしています。また、同号における「適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること」とは、事業年度等ごと及び厚生労働大臣から報告を求められた場合に、必要な事項を厚生労働大臣に報告できる体制を整備していることをいいます。加えて、指定資金移動業者だけでなく同号口の資金保全に係る要件を満たすために契約を締結している保証機関についても報告体制を求めています。

8 技術的能力と社会的信用

(1) 条文

イからトまでに掲げるもののほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

(2) 趣旨

通達によれば、本要件を充たすかどうかは、以下の3項目を含む総合的な判断としています。

- ① 指定申請時において、資金決済法上の業務改善命令又は業務停止命令がなされていないこと
- ② 賃金が確実に支払われるための措置として、例えば、賃金支払が開始される際に、労働者が指定した資金移動業者の口座が存在することを確認する措置、賃金支払が認められた資金移動業者の口座であることを確認する措置等を講じていること。
- ③ 「プライバシーマーク」等の第三者機関による個人情報の取扱に係る認証を取得していること。

第4 資金移動業者の対応

資金移動業者の採るべき対応としては、本規則第7条の3、4及び7が新たに定められました。具体的には以下の通りです。

1 指定を受けるとき

資金移動業者が厚生労働大臣の指定を受けるためには、第二種資金移動業を営むこと及び要件全てを充足してい

ることを証明する書類を添付して、指定申請書を厚生労働大臣に提出しなければなりません(本規則第7条の3)。

2 業務に変更があるとき

要件にかかる事項に変更がある場合はあらかじめ、資金決済法41条に基づく変更登録や変更届出を行ったときは遅滞なく、変更届出書を厚生労働大臣に提出しなければなりません(本規則第7条の4)。

3 業務を辞めるとき

指定資金移動業者が指定を辞退するとき、資金移動業を廃止又は破産するときは遅滞なく、厚生労働大臣に届け出なければなりません。また、指定を辞退するときは、30日前までに公告及び全ての営業所に掲示し、公告したことを直ちに、厚生労働大臣に届け出なければなりません(本規則第7条の7)。

第5 使用者の対応

使用者が実際に本制度を利用し、給与のデジタル支払いを行う場合には、通達によれば以下の対応が求められます。

① 書面又は電磁的記録による個々の労働者の同意

書面又は電磁的記録への記載内容としては、口座振替を求める場合と同様の記載内容に加え、代替口座として指定する金融機関又は証券会社等の口座情報(入金上限額を超える場合に備える目的)を記載することになります。厚生労働省の用意している同意書例²(以下「同意書例」といいます。)をご参考ください。

② 銀行振込等による賃金支払いも選択できること及び必要事項の説明

同意書例を利用すれば、説明が必要な事項が全て記載されています。したがって、同意書例を用いて説明すれば、漏れなく説明義務の履行が可能です。

③ 労使協定の締結

対象となる労働者の範囲、対象となる賃金の範囲及びその金額、取扱金融機関等の範囲、実施開始時期等を記載した労使協定を締結する必要があります。

④ 計算書の交付

通常の給与支払いと同様、計算書を交付する必要があります。

⑤ 利用可能時期

所定の賃金支払日の午前10時頃までに為替取引としての利用が行い得る状態となっている、所定の賃金支払日のうちに賃金の全額が払い出し得る状態となっているよう賃金を支払うことが求められます。

⑥ 指定資金移動業者かどうかの確認

利用する資金移動業者が指定を受けているかどうかは使用者が確認する必要があります。

⑦ 業者の危機時期における対応の確認

指定資金移動業者の指定取消、辞退、第二種資金移動業登録廃止、破産申立等が生じた場合に、別の支払い方法をどのようにするか、予め確認しておく必要があります。

第6 最後に

給与のデジタル支払いは、その性質に鑑み、口座振替と比べて細かな規制が多くなっています。指定申請を行われる場合や、実際に賃金のデジタル支払いを検討される場合にご不明点があれば、お気軽にご相談ください。

1 業者一覧等については金融庁が公表する資金移動業者登録一覧をご覧ください。URL:https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shikin_idou.pdf

2 <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001017091.pdf>